

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成28年3月23日（水）午後3時00分～午後5時00分
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室（本館2階）
出席者 司会者 田尻克巳（札幌地方裁判所刑事第1部総括判事）
法曹出席者 薄井真由子（札幌地方裁判所刑事第1部判事）
矢崎正子（札幌地方検察庁公判部検事）
林 順 敬（札幌弁護士会弁護士）
裁判員経験者 6人（1番から6番まで）

<意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介，挨拶>

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を開始したいと思います。私は、札幌地方裁判所刑事1部で裁判長を務めております田尻克巳と申します。本日の司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。私は、裁判員裁判の経験は、札幌地裁では3年になりますが、前に勤めておりました裁判所での経験を含めると6年になります。裁判員制度が始まりましたのは平成21年からで、今年の5月で7年ということになります。これまで札幌地裁の裁判員裁判は、今年の2月末現在で、1151人の裁判員の方と398人の補充裁判員の方が参加してございまして、全国的に見ますと、昨年末現在の数字ですが、4万8602人の裁判員の方と1万6555人の補充裁判員の方が参加してございました。このように、これまで数多くの方々が裁判員裁判に参加してございました。裁判所では、これまでにも、今回のような裁判員裁判に参加いただいた方の意見交換会を実施してございまして、そこでお聞かせいただいた御意見を参考にしまして、私自身もより良い裁判員裁判になるように努めているところでございます。本日も裁判員経験者の皆さんの率直な御意見をお聞かせ願えればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会には、私以外にも3人の法曹関係者が出席しておりますので、それぞれ自己紹介をしていただくことにしましょう。

矢崎検事

札幌地裁の公判部の検事の矢崎と申します。公判部というところは、基本的に裁判を担当しておりますので、この1年は私の方では何件か裁判員裁判にも関わらせていただきました。いつも裁判員裁判のときには、裁判員の方にどのようにお伝えするのが、証拠の取調べなどもそうですけれども、理解をしやすいのだろうというようなことを考えて工夫するようにはしているのですが、今回のような機会に、皆様の御意見をいただくことで、今後それを反映させて、より分かりやすい公判というものを工夫していきたいというふうに考えておりますので、今日はいろいろな意見を伺えることを楽しみにして参りました。よろしくお願いいたします。

林弁護士

札幌弁護士会の刑事弁護センター運営委員会という委員会に所属しております弁護士

の林と申します。検察官と違いまして、弁護士というのは、担当する刑事事件もそれほど多くないですし、裁判員裁判ということになれば、年間の事件数も決まっているので、年に1回、回ってくるかどうかという程度だと思います。私自身は、今まで3回、裁判員裁判を経験しておりますが、今回、経験者の方が来ていただいている中には、私が担当した事件の方は来ておられないということで、ある意味、今日は安心して、お話を伺えると思います。よろしく申し上げます。

薄井判事

札幌地裁刑事1部の裁判官の薄井です。私も、裁判員裁判1件1件、試行錯誤をしながら、より良い裁判になるようにということをやっているのですが、今日は裁判員経験者の方、いろいろな事件を担当された方から、御意見を伺えるということで、非常に楽しみにしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

<裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について>

司会者

本日は、6人の裁判員経験者の方をお迎えしております。担当されました事件の内容を私が紹介いたしますので、引き続きまして、皆さんそれぞれ今振り返ってみての全般的な感想を伺いたいと思います。

1番の方が担当した事件は、外国人2人による覚せい剤密輸事件でした。被告人両名が、輸入した物が覚せい剤であると認識していたかが争点となり、9日間にわたって審理と評議が行われました。判決結果は有罪の認定で、1人が懲役12年及び罰金500万円、もう1人が懲役11年6月及び罰金500万円となりました。それでは、全般的な感想をお願いします。

1番

選ばれたときは、どうして選ばれたのだろうという気持ちが強かったのですが、やってみて、裁判のこと自体も知るようになりましたし、他の新聞記事や、ニュースを見ても、裁判って、こういうふうに行っていたよなということを、後で思い出せるようなことがあって、経験して良かったなと思っています。

司会者

2番の方が担当した事件は、通行中の女性3名に対するわいせつ略取、強姦又は強姦致傷の事件と、窃盗1件の事件でした。起訴された事件に争いはなく、専ら量刑が問題となり、6日間にわたって審理と評議が行われました。判決結果は懲役17年でした。それでは、全般的な感想をお願いします。

2番

私も初めての世界だったので、いろいろ緊張したのですが、意見も言いやすい雰囲気でしたし、とても分かりやすく教えていただいたので、いろいろな角度から考えることができました。その後は、ニュースや新聞を見ても、裁判員裁判と書いていると、前よりはすごく関心をもって、こういうことをきくと考えたのだろうなという角度や、いろいろな角度から見ることで、とても裁判に対しての関心は深まったと思います。

司会者

3番の方が担当した事件は、通行中の女性に対する強制わいせつ事件でした。起訴さ

れた事件に争いはなく、専ら量刑が問題となり、3日間にわたって審理と評議が行われました。判決結果は懲役4年6月でした。それでは、全般的な感想をお願いします。

3番

最初、選ばれたときに、量刑として一番重いものをしない内容だったので、ホッとしました。裁判のいろいろなやり取りは、裁判官の皆さんと裁判所の皆さんに分かりやすい説明をしていただきましたから、入った時から出るまで、少し楽な気持ちでおりました。昼食も一緒にさせていただきましたから、そういう意味では、余計雰囲気的には良かったなというふうに思っています。やはり初めての経験なものですから、緊張もして、最後全部終わってからリラックスできた感じがしました。それから、新聞、テレビ、いろいろな裁判のニュースがありますけれども、裁判長は誰かなとか、あの方は見たことあるかなとか、そんなふうに、ちょっと裁判のことを気を付けて見るようになってきました。

司会者

事件を見てホッとされたとおっしゃったのは、死刑になるような重い事件ではなくてホッしたという意味でしょうか。

3番

そういう意味です。

司会者

4番の方と5番の方は同じ事件を担当されました。内容は、就寝中の女性を襲った住居侵入、強姦、強盗事件と、別の女性を襲った逮捕監禁、強姦致傷事件でした。いずれの事件についても、被告人は記憶がないと述べていたことから、そもそも事件が存在していたのか、事件が存在したとして、その犯人が被告人なのか、被告人が犯人であったとして、責任能力や訴訟能力があったのが争点となりました。10日間にわたって審理と評議が行われ、延べ20人近くの証人の尋問が行われたと思います。判決結果は、いずれの事件についても被告人が犯人であり、責任能力にも問題はないとして、懲役17年が言い渡されました。それでは、全般的な感想をお願いしますが、まず4番の方からお願いします。

4番

裁判員の話が来れば、是非受けないというふうに以前から思っていたので、またとない機会を与えていただいたなというふうに思いましたけれども、実際に、法廷に入って、いろいろ話を聞く、それから被害に遭われた方の人生に及ぼす大きなことがそこにあったわけですから、そういう問題、それと、実際に判例に近いような話だとかをいろいろお聞きしたり、検事の話、それから弁護人の話だとか、当然、証人の話だとか、いろいろ聞く中で、必ずしも裁判官の方も皆さん同じ考え方をするのではないというように感じましたし、それがゆえに、自分たちが最終的に量刑をどう考えるのかという話のところは、2日にわたってやりましたので、最初の日は帰ってから結構悩みました。非常に重いことなのだなという、それと、私は私なりに明確な理由を出していかなければならないということも感じましたので、大変といえば非常に大変だったかなというふうに思いますが、裁判官の方をはじめ、書記官の方、それから札幌地方裁判所で働かれている方たち皆さんが、評議室にいるときからといたしますか、朝来た時から、私

たちが帰りやすいようにというところまで、かなり気を遣っていただいたので、札幌地方裁判所にいる10日間は非常にいろいろなことをしやすかったなというふうに思っています。

5番

何点か胸の中に特に残っていることをお話しさせていただこうと思っています。まず1つは、10日間という裁判だったのですけれども、もちろん初めての経験でしたので、どういう手続が進んでいて、その間自分はどのようなことを考えなければいけなくて、最終的には有罪、無罪を判断したりですとか、有罪だった場合に何年と決めないといけない中で、いくつか最初に渡されたファイルの中に全般的な説明の資料もあったのですけれども、特に印象に残っているのは、今後10日間の中で、今日はこういうことを考えてください、今日はこういうことがポイントです、今はこういう話をしています、というのを、今その瞬間に考えなければいけないことだけを絞って、説明をしていただけました。中に入っている資料に時には触れないこともあって、今はこういうことをします、こういうことを考えてください、というのを、見事に10日間引っ張っていただいた裁判官の方々の御配慮というのは、すごく印象に残っています。そのおかげで、その時専念すべきこと、検察官や弁護人の話もそうですし、証人尋問も、どういったテーマで話をするのかというところを、見事に裁判官の方々が絞っていただきましたし、検察の方も弁護人も、特にこれを感じたのは、この期間中に、別の事件の傍聴をさせていただく機会があって、早く審理が終わって、まだ時間があるから、その担当の裁判官の方々が、別件で裁判があるので、時間がある方は傍聴してってくださいということだったので、傍聴させていただいて、検察官も同じ方だったのですけれども、見事に私たちに対する説明の仕方と私たちのいないような場での説明の仕方が違ったので、本当に気を遣っていただいているのだなということを感じたタイミングでした。皆さんの心配りというところが非常に印象に残っています。裁判員を務めさせていただいて、もう1つ心の中にすごく残っているのは、事件の内容とか、どんなことが起きたというのを、普段、目に触れないレベルで内容を事細かに触れる機会があったので、特に被害者の方が実際に法廷に来られて、証人尋問に立たれたときは、私は毎日会社に戻って仕事をしていたのですけれども、その日はさすがにそのような気持ちにもなれなかったというのがすごく印象に残っています。住居に侵入されて家族が襲われるという事件だったので、どうやったら自分の身の回りを守ることができるのかというのをすごく考えさせていただく機会にもなったなというのが、大きく自分の中に残っている印象です。

司会者

最後に、6番の方が担当した事件は、母親が知的障害のある娘を道連れに心中しようと考え、娘を殺害したという事案でした。責任能力について、検察官は完全責任能力、弁護人は心神耗弱を主張し、これが争点になりまして、4日間にわたって審理と評議が行われました。判決は完全責任能力が認められるとして、懲役12年が言い渡されました。それでは、全般的な感想をお願いします。

6番

皆さんと同じで、もし来たら、私もやってみたいな、でも怖いな、と思う感じで考えていたのですけれども、12月になって1年経ったからもう来ないだろうなと思った時

に、裁判所から通達が来ていますという封筒をいただいたときに、私、何か悪いことをやったかしらというふうに先に頭がなったのですけれども、でも、裁判員裁判で来て、当たらないだろうなと思って、帰る準備をしていましたら、一番先に番号が出たものですからビンゴだなという。でも反面、殺人事件、そして私と同じ年代のお母さんが知的障害のお嬢さんを殺したということで、まずは、月曜日に裁判員になりました、法廷を見せていただき、家に帰りました。どういうふうにと考えたら良いのだろうか、同じ親として、子どもを持つ親として、成長を見守りながらやったのに、知的障害の子をどうしてお母さんは殺したのだろうか、自分ならどうするのだろうか。まだ審理が始まる前から頭の中を巡らせまして、そして、私は発達障害や不登校の子の相談員を6年間やっております、自分の経験をいろいろと駆使しながらやっていきまして、考えながら、次の日に公判に臨んだのですけれども、その前にも、緊張がマックスだったのですけれども、裁判長と裁判官の方に、すごくリラックスさせていただいたのです。「行きましようよ。」という、私たちが元気をもらう、そういう感じで臨みましたので、5日間は本当に、こういう言い方をしたら申し訳ないのですけれども、リラックスしながら、自分の考えをしっかりとめながら、皆さんの意見を聞きながら、でも私の意見は絶対に揺るがないわよという感じで、臨ませていただきました。本当に、60代になってから、すごく良い経験をさせていただきまして、たまたま高校生、大学生の子といろいろな会合を持つことがありまして、そのときに、あなたたちも来たらやってごらん、すごく良い経験になるし、自分の人生上のいろいろな部分、人の痛みも分かる、そういう人間に成長するから、来たら必ずやってね、でも抽選で当たるかどうかわからないよ、というお話をさせていただいていますので、本当に貴重な経験をさせていただいたと思います。ただ、判決を出すときにはきつかったです、同じ親として。

<選任手続、審理、評議及び判決言渡しにおける感想・意見について>

司会者

ありがとうございます。さて、皆さんは、短い方でも3日間くらいですかね、長い方ですと10日間くらいの審理を担当されたということになります。期日の2か月くらい前に、呼出しの手紙が来たと思うのですけれども、それまでの間に、いろいろな都合を付けなければいけないところもあったのではないかと思います。お仕事の面ですとか、御家庭の事情ですとか、いろいろとあったのではないかと思います。何かそこで苦労されたようなことがありましたら、教えていただければと思います。差し支えのない範囲で結構でございますが、順番に1番の方からいかがでしょうか。

1番

仕事はしていなくて、子どもはいるのですけれども、特に考慮することはなく、いない間は、母に来てもらって頼みました。

2番

勤めていますので、前もって上司に相談したら、これは国民の義務だからと行っておいでというふうに快く言っていただいたのですけれども、実は、同じころにもう1件の裁判員裁判の案内をいただいております、それが月始めからの10日間という日程だったのですが、私が実際に担当したのは8日からの6日間だったので、仕事の内容上、1日から10日までにはあまり休めない環境にあったので、それで、そういうことを書いて

返事を出しました。なので、もし1日からの事件だとしたら、お断りしていたかもしれないです。

3番

特に大きな用事はありませんでした。

4番

実際に裁判が始まる1か月くらい前でした。ぎりぎりです。私は、最終的に選ばれるかどうかというのはこちらに来ますよね、その日から審理が始まるのだったのですけど、その日にも、アンケートは、これから裁判員をする人は出さなくても良いというふうに言われましたが、一応書いたのです。なぜ書いたかという、手続上は、最低でも何日前とか、返事をいつまでにしなさいと、裁判所に対していつまでに、それに出られるか出られないかは最終的には来てからということでしょうけれども、まずその前に自分は無理ですよという話があるのであれば、ここまでに出しなさいよという、その日程が、1月5日までに返事しろと、5日着で札幌地裁に対して返答しなさいという話でした。その書類をいただいたのが、12月25日辺りだったと思うのですが、日数で考えれば10日以上ありますが、そこで大変なのは、会社勤めしている人間としては、うちの会社も裁判員裁判の制度ができたときから積極的に参加しろというのが会社の方針なので、必ずやりますという返事を出す、まあ本人がやれないという理由があれば別ですけども、やりますという返事をどの社員も出すと思うのですが、そうはいつでも、25日に来て、26日は日曜日だったかな、27日はもう仕事納めになっている、週を明ければ。そうすると、会社の中で、これが通る話にできるかという辺りが、現場の社員だと、かなり厳しい判断を迫られるという、上まで話を通すのは大変だろうなというふうに率直に思いました。私にとっても、家に帰って25日に見ましたから、週明け、27日に会社の役員と打合せをして、やりましょうという話で、そうはいつでも、いろいろなところに影響しますから、そのことを段取りして、正月休みに入っていきますので、休み明けてすぐに、一番上の了解も取らないといけませんので、一番上と話をして、それで決めると。10日も抜けることになるので、結構な話になりますから、まあ良いということになったのですが、これが普通の会社だと、うちの会社だとしても社員だと本当に厳しい日程ですよ。その辺は、普通に会社勤めしている人のことも判断材料に入れるべきといいますか、年末年始は、裁判所もお休みだと思いますけども、その辺をやっぱり考えてもらわないと厳しいかなということはありません。ただ、環境的には全く問題はない環境でお引き受けしていますので、問題はありませんでした。

司会者

今御指摘のあった点は、確かに裁判所としても事務処理を少し考えなければいけない点かなと思いましたが。ありがとうございます。それでは、5番の方、お願いします。

5番

私の場合は、会社にはまだ裁判員に選ばれた場合にどういった扱いにするのかという制度がきちっと決まっていなかった状況で、私が第1号だったということもあったので、私をきっかけに会社がいろいろと動き出したというのが今回でございました。手続で、裁判前は特段問題はなかったのですけれども、会社もこれをきっかけに制度を作るという中で、このようなものが出たら良いなというふうに管理職の方から話が出ていたのが、支

給される交通費の明細と日当の明細。最終的に私の手元に来るのは、全部終わった後にいくら払いましたよという振込みの通知はいただいたのですが、1日辺りの交通費をどういうふうに計算していただいている、どういうふうに出ていたのかとか、日当がどういうふうに出ていたのかというところが、会社が分かると、その間の、例えば10日間なら10日間の特別休暇扱いにするのか、その間に出ている交通費を相殺させるのかというところが、判断の材料として、あったら良いなという話があったのですが、結局、そういったものは、問合せをしたら教えてもらえたのかも分からないのですが、手元には出てきていなかった、総額しか分かりませんという話であったので、私個人としては、何も困ったことはなかったのですが、送り出してもらった側としては、そういったものがあると、いろいろと具体的な話をしやすいみたいだったので、それだけお伝えさせていただきます。

6番

全然問題ありませんでした。

司会者

それでは、裁判の中身の話に入っていきたいと思います。法廷での審理についてですが、後々の評議が充実したものになるためには、皆さんから見て、検察官や弁護人が述べているそれぞれの主張が理解できるものでなければならないわけです。そして、かつ、法廷で取り調べられた証拠、いろいろなものがありますが、証拠書類もありますし、証人の話もありますし、被告人の話もありますが、その内容が皆さんにとって分かりやすいものであることが必要になります。そこで、まず皆さんに冒頭陳述について伺いたいと思います。冒頭陳述は、検察官と弁護人がそれぞれの主張を前もって述べるものですね。これから証拠でどういった事実を明らかにしていくのかということをお知らせするわけなのですが、そこで、皆さんが冒頭陳述をお聞きになったとき、または、御覧になったときにですね、それぞれが伝えたいこと、あるいは、ここを強調したいというところを理解できたのかどうか、それについて、率直な御意見を伺いたいと思います。また順番で恐縮ですが、1番の方からお願いします。

1番

裁判員を経験するまで、もちろん資料を見たことがなかったので、こんなにきちんと資料を作ってくれ出すのかということ、まず驚きました。検察の方の資料は、とても見やすく、自分たちの主張というのが、すごく分かりやすいというイメージを今でも持っています。この事件は被告人が2人いらっしゃったのですが、弁護人が2人ずつ就かれていて4人いらっしゃったのですが、2人でも資料が違うといいますが、書き方が違って、何を言いたいのかなというのも少しあったりしまして、お互いの主張もちょっとずつ違うので、ちょっと混同したというか、迷った部分はありました。

司会者

それは、事件の中身が複雑なので分かりにくかったという御趣旨なのか、それとも説明の仕方がちょっとまずかったかなということなのでしょう。

1番

そうですね、事件が複雑なのと、弁護士の方が争いたいところというのでしょうか、はっきりさせたいところがちょっとずつ違ったように感じたので、それが、私にとって

は難しく感じたというところです。

2番

私も、検察官の主張とか説明とかは、とても細かく整理されていて、分かりやすかったです。弁護人の方が、少し分かりにくい感じがしましたし、何となく話し方にも激情的といいますか、そういうのもあって、何となく冷静に聞けないような感じが何となくありました。

司会者

それは、説明の仕方といいますか、プレゼンテーションの問題なのでしょうか。

2番

そうだと思います。何となく、聞いていて、大丈夫かなという、感情が少し入ってしまって、素直に聞けなかったような印象があります。

司会者

それで、弁護人が言いたいことも今一つよく分からなかったということなのでしょうか。

2番

分からなかったまではいかないですけど、何となく分かりにくかったような印象があります。検察官の方がすんなり分かるような感じがしました。

3番

検察官の表といいますか資料は、いわゆる表形式になっておりましたから、時系列でも分かりやすかったのですが、弁護人の方の資料というのは、確かに時系列にはなっているのですが、言葉が多すぎて、何月何日何時という大きなタイトルが小さく見えてしまって、読むことについては問題ないのですが、パッと見たときに、検察官の資料に比べたら、ちょっと落ちるかなと、もうちょっと工夫が必要だったかなという気がしました。でも、内容は弁護人の資料もかなり詳しく書いてあったと思います。

司会者

検察官の方は文章をつらつら並べるよりは項目を並べるというような感じで、弁護人の方は文章で説明するという感じだったのですかね。その文章で説明するというのが少しパッと見ると分かりにくかったということですね。

3番

あの、もうちょっと、何月何日という大きなタイトルを、時系列で書いているので、時系列が分かるような、もうちょっと工夫をしてもらえれば見やすいかなという気はします。

4番

冒頭陳述で述べられている話の流れとか、くだりというのは、多分、ほぼ同じようにお話をされているのだと思うのですが、検察官に一番最初に見せていただいたときの資料というのが、普通に社会の中で使われるプレゼン資料、よく考えられているのだなというような感じは受けました。色も使って、多分、それぞれの検事の方で違うのですよね、きっと。皆、自分なりのプレゼン資料という形の作り方をしているのだろうなというふうには思うのですが、弁護人の方はおそらく、一般の、うちの顧問弁護士に資料を出させても、ほぼ同じような形で出てくるので、大体皆さん同じような、僕らも

文書を出せと言われると、こういうような出し方をしたりすることが多いので、一般的だといえば一般的なのだと思うのですが、検事側の出される資料が非常に見やすくまとめられているというところが、いつもそういう場で働いてない我々からすると、非常に理解しやすかったかなというふうな感じは受けました。

司会者

これも弁護人の方の冒頭陳述が言葉がずっと並んでいるようなタイプですね。それが一般社会ではあまりないようなことということになるのでしょうか。

4番

分かりやすいといえば、分かりやすいのだと思うのですが、僕も別に見慣れていないわけではないので、説明もきちんと説明されているわけで、どこを主張されているのかというのは非常によく分かるのですけれども、入口論ですよ。入口で、入りやすい入口なのかどうかという、その辺の違いだと思います。

5番

冒頭陳述に関しては、特段不明瞭なことですか、分かりにくさというものはなく、すんなりと入ってきた印象を感じています。ちょっと、僕から伺っても良いですか。

司会者

何でしょう。

5番

こういうカラフルな資料を作られるのは、裁判員裁判のときだけですか。

矢崎検事

そうですね。

5番

そうですね。そのような印象を受けて、私たちが受け取りやすいように配慮してくださっている資料の作り方だと思っていたのは、裁判官の方も、これからいっぱい資料が出てきますけど、カラフルなものは検察官から出てくるもので、こういったものは弁護人から出てくるものですよというのは、私たちにも説明してくださっていたので、そういう意味では、どちらからどう出てきたものかというのは分かりやすかったなと思っています。

6番

皆さんと違って、殺人事件、人を殺したということで、検察側から出たものは、本当に分かりやすく、こういうことで、こういう精神状態だった、こうだった、ああだったと、これをいただいて、検察の方がお話しするときに、本当に皆さんに分かりやすい言葉で、そして、大事なポイントを、ここをポイントで考えてくださいというときは、きちんと大きな声で言っていただいたものですから、すごく分かりやすくて、私たちも、チェックしながら、うんうんと聞きながら、でもここはちょっと違うなとか、すごく考えながら聞かせていただきました。あと、弁護人の方なのですけれども、お子さんがこういう知的障害を持っていて、一人置いておくのは不安だ、その不安、不安、子どもが知的障害だ、親が先に死んだら不安、そして、新聞報道できちんと出ていますからここは言って良いと思うのですが、財産がなくなって、それはなぜなくなったかというのを明確に弁護士の方から出てこなかったのですよね。ただ、子どもが不安、不安。でも、

検察の方からは、なぜそういうふうに親がなったのかというのは、明確に、こういう事件があって、こういうふうになって、こうなったのだよという、本当に私たち主婦、普段そういう難しいことを聞いていない私たちも、ああ分かった、やっぱりここなのだと、その部分を、ポイントに置く部分をきちんと分かったものですから、まずは私はそのポイントをもって、両方のお話を聞きながら、その後のいろいろな審理の中ですごく参考になりました。ですから、申し訳ないですけども、弁護人は、何を言っているのか、不安、不安と言ったら、何か不安という言葉が続くと、私たちもすごく不安になってくるのですよね。だから、後から何人かの方と、あまり不安、不安と言われたら、私たちもすごく不安になってくるから、信用できなくなるよねという、そういうことに落ち着いたことで、今回は、申し訳ないですけど、弁護人の言っていることは分かりませんでした。検察官は本当にポイント、ポイントで、考えるポイントを与えてくれたということで、殺人という、すごく重いですよ、でも重く考えないで、この冒頭陳述に基づいて、本当に、はかりではないけども、真ん中において、公平にできる材料を出していただいたと思います。

司会者

ありがとうございました。検察官によっても作るスタイルが違いますし、弁護人によっても違いますので、一概には言えないのですけれども、ただ、皆さんの話を総合しますと、今回の事件に関していえば、どちらの話も分かったのだけれども、検察官の方がより分かりやすかったかなと、それは、その紙の書き方の問題ですね、一覧性という話が出てきましたけれども、パッと見て分かりやすい書き方であったことと、その説明自体も、どこがポイントなのかというのを強調するような話し方だったということで、こちらの方が分かりやすかったということかなと思います。ありがとうございました。

次に、証拠調べの中身についてお聞きしたいと思います。まず、証拠書類の取調べが最初にあったかと思うのですが、いろいろな図面などはモニター画面に映したりだとかあったと思いますし、それから、証拠について、そのポイントの説明があったかなと思います。それから、人の話をまとめた供述調書というのもあったかなと思います。それは、おそらく朗読されたのだろーと思います。聞く作業になるわけなのですけれども、ひたすら聞いていく作業で、ちゃんと理解はできたのかどうか、頭を素通りしてしまいましたということはないのかどうか、その辺について、教えていただければと思います。また、1番の方からお願いいたします。

1番

被告人が外国人だったので、通訳を介してのやり取りがずっとありました。通訳される方も非常に大変で、裁判長が、話を切ってお話してくださいということを、おっしゃっていたのですけれども、そのやり取りが結構長かったです。あと、法廷に来られない方の調書の朗読といいですか、検察官からあったのですけれども、検察官がそれぞれ尋問する側と尋問を受ける側に分かれて調書を朗読し、さらに名古屋か何かの方言の方を呼んで来て名古屋弁の部分を朗読したので、本当に臨場感のある内容の説明だったのが、すごく印象に残っています。

司会者

供述調書に名古屋弁が出てきたのですかね。

1 番

来られない方の証人尋問調書でした。

2 番

事件の内容が未成年の方に対する性犯罪ということだったので、娘もおりまして、年齢的にも近かったので、写真とかを使いながら詳しく見せていただいたときは、ちょっと苦しい気持ちはありました。でも、分かりにくいということはなく、分かりやすかったと思います。

司会者

被害者の方の供述調書が出てきて、それはずっと朗読になったのですが、その内容は理解できましたか。

2 番

内容は理解できましたけど、聞いていると、本当に苦しかったです。

3 番

私も強制わいせつの事件でしたが、写真がいろいろ出てきて、その中でどのようにその彼女が攻撃を受けたかというそのモデルが、まさにその彼女というのが、ちょっといただけないなというふうに思っていました。モデルといいますか、例えば、人形であるとか、何かでその形、そのようにしたのかというのが再現されるような写真であれば、まだ何とか。ただちょっと本人だというのがですね、いつもこういうことをやっているのかなと思って、そういう写真を撮るために本人を使うということが、ちょっと私はいただけなかったなと。あと、内容については分かりました。

司会者

被害に遭った時の状況を再現してもらおうというものだったと思うのですが、指示のために本人に来てもらったのかなと思います。本人に演じてもらおうところもありますし、それから、本当にきわどいところについては、人形を使っているということかなと思いますけれども、それを見ていても、つらかったということですかね。

3 番

はい。

4 番

証拠の数も多かったといいますか、検察側から挙がってくる写真の数もいろいろなものがありました。証人の方の数も多かったので、それぞれ毎日、数人の証人の方の話は1人終わるごとに、いろいろ裁判官の方が整理をして、今日の話はこうだったねというふうに、まとめていただいたりしていったので、非常に自分たちの中でも、まとめてきました。それと、証人尋問が非常に多かった分、逆に我々から直接お聞きするころができたというのがありましたので、不明確な点を自分たちできちんと解決していくということもできたかなと思っています。ただ、かなり検察側から出てくる写真だとかを、実際に話がいろいろ進んでいくうちに、これは何だったのだろうねというのもあってですね、最後までそのこととの関連性がないものも出てきたりしてましたから、そこを自分たちでどう、そしゃくしていいのかということが、やっぱり答えが出ないものも、これは証拠ですよというふうに出されてくるものもあつたりしたので、その辺は検察の方も進めていく中で、必要ないというふうに切られていくこともあるのだと思うのですけ

れども、ちょっとそういう消化不良を起こすような部分も若干はありました。

司会者

そうすると、4番さんから見ると、この証拠はいらないだろうという、なぜ必要なんだというのが含まれていたということですね。

4番

どうですかね、そういう言い方をすると、あまりにもちょっと、どこから見ているのみたいな感じはしますけれども、出された以上は証拠じゃないのという思いが、こちらにはあるけれども、実際にはそれを使わないで展開されていくということが起きているということですね。だから、僕らは証拠だと思って見ているというか、そういうふうに感じてはいるものの、使われていかないということがあったということですね。

司会者

あと、先ほど証人尋問の話も出たのですけれども、証人尋問に関しては、分からないところを質問できるというのがあるのですけど、証拠書類に関しては質問できないですよ、分からない点など。そこに、不満というか、物足りなさというのはありましたか。

4番

大体どういうものなのかというのは、理解はできていきましたから、特に不満というのはないですけれども。裁判長、それと陪席の方もいらっしゃいましたけれども、いろいろアドバイス、そういうものに対するアドバイスというのはありましたから、そういう中で、非常に理解をしていくことは可能だったというふうに思っています。

5番

4番さんと同じ裁判を担当させていただいたのですけれども、まさに4番さんがおっしゃっていた写真は、私も非常に印象的に残っていて、10日間のうち、最初に写真が出てきて、最後の方まで、たまに誰かの口から出てくるのですけど、あの写真はいったい何だったのだろうねと。検察官の方は、その当時、その現場の写真を撮られて、具体的に写真にも色分けで、緑に色を分けているところと、赤く色を分けているところと、細かく写真にも図示されていて、検察官の話でも、この写真について、ここはこういうふうになっていてと、結構細かく説明されたのですけど、最後の最後まで、検察の方がそれを引き合いに出さなかったのと、ちょっと引っかかっているだけで、結局、私たちが審理する上で、その写真が大筋に必要なではなかったということで、結局、特段何も影響はなかったのですけれども、最後まであれは何だったのだろうねというのは、よく話をしてきたというのが印象に残っています。というのと、今回は2つの事件があって、それぞれ被害者の方がAさん、Bさんといらっしゃったのですけれども、必ずしも1日がAさんの事件でまとめるわけでもなかったですし、Bさんの話があった後にAさんの話が出てきたりというのが、前後することもあったので、証人の方で来ていただくスケジュールの問題もあるとは思いますが、5日間の尋問のうち、最初の方は、自分でメモを取りながら、混乱することがよくありました。あれ、今はどっちの話をしていただけた。横に裁判官が座っていらっしゃったので、ちらっとノートを盗み見ていたのですけど、多分その方の工夫で、Aさんの話をしているときには、ノートのタイトルのところに「Aさん」と書いてあったり、「Bさん」と書いてあったり、書き出しで。後で振り返ったときに、何のことをまとめているのだというのを分かりやすく、きっとされ

ているのだなと思って、それを真似するようになってからは、自分が何について聞いているとか、後で振り返りたいときに、Aさんの事件の振り返りのときに、自分で「A」を書いたところを探せば良かったので、それ以降は特段混乱しなかったですけれども、何かそういう、うまいノウハウとかいうのを、事前にレクチャーいただけていると、もう少し内容に集中して臨めたのかなと思っています。

6番

殺人事件ということで、多分血を見なきゃいけないかなと思いましたがけれども、それは何もありませんでした。検察側の配慮だと思うのですが、亡くなった方の御遺体は見ました、写真で。でも、顔は見ないで、全部布をかけてくれて、発見された当時の写真だと思います。どのように包丁を突き立てたかというのは、一切それは、血も何も見ないで、女性警察官がその方の役割をしまして、警察の方でこういう形になって、こういうふうに刺しましたよという、本当に血も何も見ない、そのシュミレーションだけを見せていただきました。殺人事件イコール血、もっとひどいところを見るのかなと思いましたが、一切そういうものがなかったものですから、それは本当に私たち、女性3人、男性3人いたのですけれども、まだ20代の子もいましたので、それはありがたく思いました。ですから、その証拠に関しては、本当にきちんと見て、きちんと考えて、できる範囲内でやっていましたので、殺人だからすごく嫌だったということは一切ありませんでした。

司会者

女性警察官の話は、女性警察官が被害者役になって再現をしたということですね。

6番

再現していただいたのです、はい。

司会者

死体についても、直接目に触れることはなくて、布にくるまれたとおっしゃいましたかね。

6番

あの、布団がかかって、最初に発見された状態を見せていただいたと思います。

司会者

なので、特に問題はなかったということですね。

6番

はい、全然。

司会者

私でも時々あるのですが、証拠の説明を聞いている時に、説明する人が早口になってしまって、メモが取りにくかったなんていう経験をされた方はいらっしゃいませんか。皆さん、特に支障がなかったということで、よろしいでしょうかね。

1番から6番まで

(うなづく。)

司会者

次に、証拠書類の取調べ以外の、先ほどもちょっと話が出ていましたが、証人から話を聞く証人尋問ですとか、被告人から話を聞く被告人質問というのがありました。ここ

も重要な証拠調べ手続になるわけですが、皆さんがそのやり取りをお聞きになっていて、内容が理解できたのかどうか、あるいは、例えばですね、なぜそのような質問をするのかよく分からないなということですか、必要がないのではないか、そのようなことを聞いてもしょうがないのではないかということをお感じになったとか、何か思うところあれば教えてください。1番の方からお願いします。

1番

先ほど言ったことに付け加えると、どのような内容かはあまり覚えていないですが、検察の方も弁護人の方も、質問をされたときに、少し噛み合っていないと思うところは、何か所かありました。もしかしたら、通訳の言葉の関係でかもしれないですけども、そこは表現されず、うやむやに終わったところがありました。

司会者

質問と答えが噛み合っていないのだけれども、そこは解決されずに終わってしまったということですね。

1番

はい、そうです。

2番

私は、特に分かりにくいということはなかったですし、その後に自分でも直接質問することもできましたので、特に不自由なことはありませんでした。

3番

同じ質問をなぜするのかなというのが印象に残っています。弁護人の冒頭陳述の中で説明していることを、あえてまた聞いている、何で同じことを聞くのかなというのが、印象に残っています。これは、いろいろなテレビの中でも、そういうふう聞く場面をよく見ますから、そうするものなのかなと思ったのですが、ちょっと時間の無駄とは言わないですけども、2回目、同じことを聞いて、例えば、供述が変わるとか、何か違うことを言うとか、言うことを期待しているわけではないでしょうけど、なぜ同じことを聞くのかなというのがちょっと疑問に残っています。

司会者

冒頭陳述自体が証拠ではないので、立証するために聞かざるを得ないところはあるのですけれども、それにしても同じことを繰り返しているような印象を持たれたということなのですね、

3番

はい。

司会者

そうすると、冒頭陳述の方が少し問題だったのかもかもしれませんね。

3番

いや、ちょっとそう言われると分からなくなるんですけど。

4番

かなりの人数の方に質問した裁判だったので、今のお話の中に出てくるような、同じような話を、何人にも同じように聞くということもありました。それはそれぞれ、警察の方も何人も証人として出ていましたが、それぞれ役割が違って、自分はここから

ここまで荷物を運ぶ係で、次の人はそれをここに届けた人ですよというみたいな流れでやっているというところは、これは、やっぱりそういう形で、きっちと時系列として、物がそこに届くまで、じゃあどうやったの、ということまでも含めて、きちんと聞かないといけないことなのだろうなというふうには分かりましたので、その辺は繰り返されることがあっても、それはまとめて、それぞれの方のお話になられていることを、こちらとしてはまとめないといけないという形で進みました。一番困ったのはですね、被告人質問が聞こえないことですよ。何を言っているのか聞こえない。話しているのは分かるのですけれども、そんな声でどうやって今まで生きてきたのというくらい、聞こえないような声で話をしていたり、ちょっと常軌を逸するような、いわゆる我々が社会生活を送っている中には出てこないような、空想上の話、我々からすれば空想上の話ととれるような、本人はそういう存在が見えているかどうかというようなことだとか、というようなものが登場してきたりもしましたので、その辺をどう捉えて良いのかという、闇雲にお前は嘘を言っているだろうという話にはならないですからね。その辺をどう、こちらとしては解釈をしていくべきなのか、それは、証拠につながるものとしての話としては、どう考えれば良いのか、考える必要はないのか、という辺りもかなり難しいところがありました。その辺についても、裁判官の方がアドバイスをくれることはくれるのですが、その辺はやっぱり、判事の方も、そういう話は現実の話ではないわけで、その辺をどう捉えるのかというのは、やっぱり難しいところなのだなというような感じをこちらとしても受けました。

司会者

声が小さかった点については、裁判長の方から被告人に注意を与えたりとかしていませんでしたか。

4番

それは、注意はされたりはしていましたが、注意しても言うことをきかないというか、本人はそう答えているつもりなのだと思うのですけれども、裁判長も何度も聞き返したりだとか、もう少し大きな声で言ってほしいということはおっしゃられてはいました。ただ、被告人がそれに対して対応していないということだと思います。

5番

被告人質問に関しましては、今、4番の方がおっしゃったとおり、コミュニケーションが全くとれなかったわけではありませんが、上手なコミュニケーションがとれない状態に被告人の方がなってらっしゃったので、こちらが聞きたいことが伝わらなかったり、違った答え方が返ってきたりという点と、その声のボリュームですよ。そういうところで、ちょっと苦労はありましたが、そういう状況なら、そういう状況で仕方がないというのもあったので、特段困ったことはなかったかなというふうに思っています。

6番

私も別に困ったことはありませんでした。

司会者

ありがとうございます。それでは、次に進みまして、審理の最後の段階で、検察官の論告、そして弁護人の弁論というのがございます。これは、証拠調べを踏まえた上で、それぞれの立場から意見を述べるものですね。この事件をどう評価するのか、なぜ有罪

なのか無罪なのか、あるいはどのくらいの刑が妥当なのかということについて、説明するわけですが、皆さんが、論告や弁論をお聞きになって、あるいは御覧になって、なぜそのような結論になるのかということは御理解いただけましたでしょうか。何か分かりにくかったというような印象があれば、その点についても教えていただければと思います。また1番の方からお願いします。

1番

論告も弁論も、今までやってきた中のまとめのような形になっていて、同じような内容という申し訳ないのですが、特に感じるところは一緒かなという印象を受けていました。

司会者

特に分かりにくいところもなかったということですね。

1番

そうですね、はい。

2番

私も特に分かりにくい部分はなく、まとめられて分かりやすくなっていたなと思うのですが、弁護人の方の資料が具体的ではなく、ちょっと分かりにくい感じではありました。この裁判に対してのメモなのか、一般的な法律の説明をしているので、それをそういうふう to 実際の事件にあてはめて考えていくかというところのあまり参考にはならなかったように思いました。

3番

特に、今までの流れからきていましたので、そんなに問題はなかったと思います。

4番

中身に関しては、特に検察、それから弁護人の方がどうだという違いはそんなになかったような感じであります。最初のとおりと同じように、出されてくる資料自体は、弁護士の方は昔からのスタイルのもので、検事の方は少し派手なものも含めて非常に分かりやすく分けられているという違いはありますけれども、それぞれ話をされていること自体は、きちんとまとめられていて、非常によく分かりやすかったというふうに思います。ただ、私たちが携わっていた裁判に関しては、検察側の方にも被害者の代理人弁護士がいて、その方も弁護士さんなので、弁護士さんらしい資料の出し方をされていました。内容的には問題なかったと思います。

司会者

4番さん、それから5番さんの事件については、争点自体がとても難しい争点で、責任能力といったようなものが争点になっていたわけですが、それについての論告、弁論での説明というのは分かりやすかったのでしょうか、どうでしょうか。4番さんいかがでしょうか。

4番

分かりやすかったと思います。ただ、弁護人の方は、よりどころにするものが、ちょっとやっぱり、弁護人自身も、なかなか明確なものが出せなかったところがあって、その物証にあたるものところでも、例えば、DNA鑑定だとかというの、確率の問題からいくと、地球上の人口を合わせても、それよりも、もっとたくさんの方に

対しての1ですよということが、いろいろなところで言われているというか、その裁判の中でも出てきましたけれども、それが正しい答えではないのだというようなことでしか、そういう部分、DNA鑑定だとかというところの具体的なものに対する反論として出せるものが、明確には出せなかったというのも、ちょっとある意味、片方で出しているものに対するもう片方というバランスからいくと、非常に大変だったであろうなというような中身だったというような感じがしましたね。

5番

検察の方からの分も、弁護人の方からの分も、資料、当日の説明と共に、非常に分かりやすく、それまでの内容を踏まえて、よく理解できる内容だったかなというふうに思っています。責任能力に関しては、責任能力と訴訟能力がどういったものなのかということに関しては、法廷での話よりも、戻って来た後の裁判官からの御説明で、しっかりしていただけたという、まさにそれがどういう言葉の意味なのかというのがよく分かったというのと、その後、鑑定留置された時の担当の先生のプレゼンテーションが非常に分かりやすかったので、そのおかげで、どちらかに偏った話し方をされたとも思わないですけれども、明らかにおかしい点がいくつか見受けられて、当時の話とかもしていただけたので、自分の中では迷わず判断できたなと思っています。

6番

両方ともすごく分かりやすく、最後の審議の内容の中で、この検察官の方と弁護人の方の言ったことを柱にして、しっかり審議できました。本当に両方とも分かりやすかったです。

司会者

6番の方の事件についても、責任能力が問題になったのですが、その点の説明は御理解いただけましたでしょうか。

6番

はい、責任能力の点では、全部説明していただいて分かりました。しいて言えば、弁護人の方で不安、不安、という言葉がたくさん出てきましたので、ちょっとそこが違う言葉だったら、あれだと思えますし、私の場合は、発達障害の子と接していますので、なぜという疑問はなかったです。

司会者

それでは、話を先に進めまして、評議の話に移りたいと思います。評議は、裁判官と裁判員の皆さんとが、自由に意見を交換するという場でございます。今回の皆さんがそれぞれ担当された事件の参加された方のアンケートを見ますと、評議については話しやすい雰囲気だったと書かれている方が多かったのですが、実際どうだったのでしょうか、というところを教えてくださいたいと思います。例えば、御自分の意見を十分に述べることができたのかどうか、あるいは、もし話しやすい雰囲気だったとすれば、なぜそのような雰囲気になっていたのか、という辺りを教えてくださいたいと思います。では、また1番の方からお願いします。

1番

とっても話しやすい雰囲気でした。何となく入るまでは、どなたかがいっぱい主張して、その人の意見に皆ぐうっと流されちゃうのかなみたいなイメージがあったのですけ

れども、裁判官の方が順番に聞いて、意見をお話しされていない何番の方はどうですかという感じで、皆さんの意見を引き出してくださっていたので、とても話しやすい雰囲気、皆の意見が反映されたのかなと思っています。

2番

私も、裁判長がいろいろ皆に話を進行してくれて、意見も偏ることなく、皆、自分の思ったことを質問したり、話したり、意見を出したり、ということができました。

3番

非常に話しやすい雰囲気で進行したと思います。裁判長が割り振りして、当ててくれましたので、全員が均等に話をできたと思います。

4番

雰囲気は非常に良くてですね、最初のときもお話ししましたがけれども、裁判官以外の書記官の方なども非常に気を遣っていただいて、評議室の雰囲気自体が非常に良かったです。裁判員、補充裁判員の方たちを入れて9人いましたが、9人の方たちが普段から食事しているときだとか、朝来てからも、いろいろ話を、別に裁判の話についてということではなくて、日常の話も含めて、話が出るくらい雰囲気的には良かったので、特に評議のときに、雰囲気に話しづらい雰囲気があったかということ、それは全くありませんでしたし、それと、意外に皆さん積極的に話をされていましたから。ただですね、だんだん結論を出すときに迫っていくにしたがって、考えないといけないことだとか、過去の事例だとかというものも含めて、その判例だとかについても勉強していくという機会をもらったりしていくと、どうしても、例えば、人の親であればとかという部分に、個人個人のやっぱり気持ちをもっていかれる部分もどうしても、人ですから、出てくると思うのです。これが、仲の良い人たちの話で、普通の雑談をしていくと、こういうところが意外にも人というのは盛り上がっていく部分もあったりして、そういうところを、時々引き戻してくれるというような、クールダウンしないといけないような時間も持っていただいたりもしたので、最終的に、刑をどうするかというような話に至るところにいても、多角的に見て、被告人のそれまでの生活のこと、それから、そのときにどういう境遇に、その事件だけではないところだと、どういう環境にあったのかということも含めた判断ができるような場に引き戻していただける時間もありましたから、非常に良い雰囲気の中で、安心して、ものを話していったかなというふうに思っています。

5番

私も同じように、何も気にすることなく議論させてもらったかなと思います。初日は、裁判員同士は、もちろん自分の名前も言えない、何番ですと言わないといけない環境だったりですとか、声をかけて良いのか分からない中で進みましたけれども、初日から最終日に至るまで、裁判官の方が、必ず、どなたかが休みの間でも控室にいていただいて、私たちの会話の間に入っていただいて、コミュニケーションを非常によくとっていただけたことが、最終的にこの審理の時間につながったのかなというふうには考えています。というところが1点と、もう1点は、最終的に有罪、無罪を決めなければいけない、自分の意見としての有罪、無罪を決めなければいけない、自分の意見であれば、量刑を何年にしないといけないところを、自分で決めなければいけないときに、人の罪を判断するというのは、それなりに責任を負う役割だったり、作業なのかなというふうに

感じていたのですけれども、そこに対して、裁判長の進行が、私たちに負荷をかけることなく、表現が正しいかは自信がないのですけれども、非常に淡々と進めていただけたので、自分が決めた有罪、無罪であったり、自分の決めた量刑に対して、重く受け止めすぎずに済んだといえますか、その配慮は非常に、心強いといえますか、ありがたかったなというふうに感じています。

6 番

評議に関しては、殺人事件の刑期ですね、死刑から無期懲役、何年という説明を先にいただいたものですから、まずは出さなければいけないというのと、それに関して、裁判長、裁判官2名に、本当にリラックスさせていただいて、僕たちも決めるのは本当に難しいのですよと、プロが難しいと言うなら、深く考えないで、自分たちのいろいろな柱を持って行って、消去法やいろいろな方法があるから、何が柱になるのかなと思ったときに、検察官の方から出していただいた、ここは許すけど、ここは許せないと。でも、裁判員に選任された方々の年代がすごく良いバランスになりましたので、それぞれ社会経験がある方、これから経験する方、そういう、審議の中ではないですけれども、皆でお昼を食べながら、いろいろな自分たちが歩んできたとか、これからこうやって行くのだけど、どうしたら良いだろうとか、くだらない話の中で、何となく一つにまとまって、一つの方向に行けるなというのが見つかりました。ですから、評議の段階では本当に肩に力を入れない、私がこの年数を書いたら、この人がどうなるのだろうかというのは、皆さん考えないで、すすすつと、こういう言い方をしたら語弊があるのですけれども、リラックスしながら、自分がこの刑を何年と書いたら、この人はどうなるのだろうか、ああなるのだろうかというのをあまり考えないで、私はいろいろな部分で向き合えていったなと思いました。これは本当に、裁判長と裁判官と時々書記官の方が来て、ふっと冗談を言いながら、リラックスさせていただいたので、最後の評決を出すときは、本当にきちんとそれまでの5日間の中で、自分できちんと決めてできたということと、こういう人を裁くというわけではないですけれども、やはり社会的に私たちの義務であり、こういう機会を与えていただいたことは、最後に本当に皆さん感謝しながら、帰り、大通まで皆で歩きながら、感謝だよねという話で終わりました。

司会者

単に評議の時間だけでなく、休憩時間を含めたところから、コミュニケーションというのは大事なのだなというところですかね。ありがとうございました。

皆さんが担当された事件は、すべて有罪判決になりましたので、刑の重さを決めなければならなかったわけですね。刑を決めるにあたっては、基本的な考え方やルールというのがありまして、それについて、おそらくどの裁判長も説明したのかなと思いますが、それは少し法律的な話になりますので、内容的にはそんなに簡単な内容ではないとは思うのですけれども、その説明の内容は理解できたのでしょうか。それとも、一応聞いたけれども、よく分からなかったなという印象をお持ちだったのか、そこら辺を教えてください。1 番の方からお願いします。

1 番

分かりやすかったです。過去の裁判員裁判の例のデータ等も見せていただいたので、皆さん、すんなりとこのぐらいとか、そのような判断をしたのだと思います。

2番

分かりやすかったと思います。最後に、多数決のとり方も、必ず裁判官と裁判員の票がなければいけないというところで、ただの多数決としたら、裁判員だけで重い刑に固まってということもあり得るということも考えられると思うので、その辺の多数決の仕組みというのは、考えられているのだなというような印象でした。

3番

ビックデータを見せていただきました。あのようなデータの取り方ですとか、それから考え方、今2番さんがおっしゃった、多数決のとり方というのが分かりましたので、非常に、その部分については、あまり偏らずに、皆の考えが均等に行き渡った結果かなというような気がいたしました。特に問題になったところはなかったと思います。

4番

御説明いただいたことは、非常に分かりやすかったので、皆さん理解できたと思いますし、あと、判例もかなり詳しく見せていただいたりしたので、いろいろな角度から数字をまとめられているものも見せていただいたので、その辺は皆さん、私も含めて、質問も出たりしていましたが、非常に分かりやすかったなというふうに思っています。あと、その前段で、いろいろ、皆さんもそうだと思うのですが、付箋を使って、何がどうだったのかというのをまとめていくということの中で、それぞれ、いくつ書いて出してね、みたいな、それ以上のことを皆さん書いていたと思うのですが、そういうもので、それぞれが、話上手と、話下手もいるでしょうから、その辺は、紙に書いてということも含めて、うまく皆さんの考え方をまとめていける方向に、引っ張って行っていただいているのだなというふうな感じは受けました。

5番

今回は起訴状が2枚あったということで、併合罪の仕組みを理解するのが一番苦労したなという印象があります。言葉で御説明いただきましたし、あくまで、最大の刑の長さが1.5倍されるというのは分かるのですけれども、どうしても頭の中では、過去の事例を見せてもらった中で、こっちは何年くらい、こっちは何年くらいで、単純に足し算をしたくなってしまう中で、単純な足し算ではないというところが、最終的にいただいた最後の裁判長からの説明が非常に分かりやすかったので、それで自分の中でも納得した数字が出せたなとは思っているのですけれども、ここが一番の苦労のポイントだったなというふうに思っています。

6番

2日間にわたって評議して、前の日にある程度、皆さん出して、次の日、最終のときに、やはり紙に書いて、番号を書いて、何年って、どこが同情できるかと、決めた理由を書く、あれはすごく分かりやすかったです。その中で、皆さんで多数決しながら、最終的にそれぞれ書いて、多数決で決まるということは、私はすごく公平で良かったなと思うのです。ですから、違和感もなく、早めに来て、今まで自分が書いたものを見ながら、私ともう一人の方なのですからけれども、自分が今まで全部書いたものと見比べて、決めたという。ですから、ぎりぎりまでは、どのくらいにするか悩んだのですけれども、でも、いろいろな部分で、検察官の書類、弁護人のも、精神的なものはなしとなったときに、殺人事件には、これだけの刑期がありますよと、いろいろと教えていただいたの

を、頭に入れながら決めていきましたので、これを決めたから私、今後どうしようか、考えようかなということ、一切ありませんで、皆さんすっきりと言ったら変な言い方なのですけれども、ここが妥当ねという線は持っていたみたいです。

司会者

そうすると、皆さん、裁判官の説明は御理解いただけたということですね。

1 番から 6 番まで

(うなずく。)

司会者

ありがとうございます。安心しました。それで、今のお話の中でも出てきたのですが、量刑分布の資料が出されたと思います。あれは実際、皆さんが結論を決める上で、役に立ったのかどうなのか、むしろ、そのようなものに拘束されたくないというような気持ちがあったとか、いや、むしろ、こういうものがないと決めにくいとか、いろいろ御意見があるかと思うのですが、いかがだったでしょうか。1 番の方からまたお願いします。

1 番

やっぱり見せていただいて良かったです。覚せい剤の事件だったので、グラム数とかキログラム数とかがとても大事だったので、そのキログラム数で検索というのですかね、何年くらいというのを見せていただいたり、とても分かりやすくて、それと検察官の求刑の年数と照らし合わせたりして考えたので、とても分かりやすかったです。

2 番

やはり見せていただいて、大体こういうものという一般的なことが分かるというのは、参考になりました。全くそういうものがなかったとしたら、この犯人は一生出てくるなという感情の部分だけで走ってしまって、どういうふうに懲役何年というのを決めるというのは分からなかったと思います。

3 番

あれはすごくためになった。ためになったというとおかしいのですが、判断するには十分な資料でした。まさにビックデータだと思います。

4 番

入口のところでは、非常にどういうふうにして良いのかということが分からないわけですから、当然、判例を見せてもらわないと、どういう判断をして良いのか分からないと一番最初から思っていました。ただ、必ずしも、ここからここですよというみたいなものがあるわけではなくて、状況によって、こういう分布になっていると、それもいろいろなものをたくさん見せていただいて、その中で自分たちはどう考えるのかということをやっていました。2 日に分けて、量刑のところを、やっぱり時間をかけて考えていったので、最初の日、それぞれいろいろな理由で出してみたということに対しては、それぞれ、それを出した本人、私もそうですけれども、どういう理由でそれが成り立っているのかという説明を裁判長に聞いていただくような時間もありましたので、その中で、本当にそれが正しい判断というか、被告人の利益というものもどこかであるわけで、それに対して、その答えの出し方が本当に良いのか、先ほども本当は足したいなというふうに思ってしまうところが、そうではなくてという、そういうことも説明いただ

きました。ただ、そうはいつでも、必ずしもそれに100パーセント縛られる必要もないのだという説明も受けましたので、ある意味、そうやってたくさん言われると、じゃあどうしようかなということにもなっていくとは思うのですが、逆にそういうことの説明もいただいたので、それぞれの判断が出しやすかったという方に行ったというふうには思います。

5番

分布に関しましては、同じような事件だと、これぐらいになっていますよという見せ方をいただき方と、同じ求刑年数だと、このような事件の内容のものでしたという、そういった角度の見せ方もしていただいたので、もちろん、その分布でいくと、かなり少数の方の求刑でしたし、事件の内容だったので、自分たちが考えてきたことが、どれくらい重いのかというのを感じさせていただくというところでは、非常に良かったなというふうに思っています。

6番

皆さんと違って、殺人事件ということで、大体量刑をきちんと出していただけましたので、あれはすごく良かったと思います。考える余地もなく、殺人事件ということで、死刑もいいという、変な言い方ですけども、でも、その中でいろいろなことがありますよという、そういうデータも見せていただきましたので、これは本当に助かりました。

司会者

それではここで、この会に出席しています検察官、弁護士、裁判官からの質問を伺いたいと思います。

矢崎検事

皆さんの御意見、とても参考になります。ありがとうございます。私の方から2点だけ質問させていただきたいのですが、1点は対象の方が限られてしまうのですが、先ほど6番の方が、殺人事件なので、死体の写真を見るときか、そういうものがあるのではないかと御不安があったということなのですが、今回、犯行態様については争いのない事件だったので、先ほど話にあったように再現というような形のもので、どこをどうやって攻撃したかという形で立証していたのだと思うのですが、そこ自体がまさに争われている事件などになると、なるべく内容を限ったりですとか、いろいろ加工したりはするのですが、傷そのものが少し、お目に触れるような形になるような事件というのも出てくると思います。必要があれば、そういうものがあっても、耐えられるかどうかということについては、お気持ちの負担として、まだ証拠を見る前のときの気持ちを思い出していただいて、どうでしょうか、その辺りは。

6番

その件について、ちょっと裁判官の方にお聞きしたのですが、なるべく裁判員裁判になった時点で、本当に生身の赤を見せることはないですと、ちゃんと加工になっていますので、ただ、事件によっては、ありますけれども、その後のフォローはちゃんとしますと言ってくれましたので、もうそういう不安はないものですから、もし仮に誰かに裁判員裁判になって、こういうのを見せられたらどうするのと言ったときには、本当に軽くアドバイスはできると思います。ですから、その辺はすごく配慮はされてい

るのではないかと、配慮されていると思いますというふうにお答えいただきました。

矢崎検事

ありがとうございます。もう1点、先ほど4番の方と5番の方が経験された事件の関係では、検察官が出した写真が何の意味があるのか分からなかったというお話があったのですが、その事件も含めて、皆さん、忌憚なく御意見を伺いたいのですが、検察官の証拠の内容ですとか、証人の証言の内容とかで、何を立証したくて、こういうことをやっているのか分かりづらいですとか、証拠の内容が、もしくは証言の内容がどういう意味を持つのが理解できないというような点がもしあったところがあれば、今後参考にしたいので、忌憚なく御意見をいただければと思います。1番の方から、もしあれば、お願いします。

1番

特になかったと思います。

2番

私も特にありませんでした。

3番

もう、はっきりした事件だったので、特に何もありません。

4番

ちょっと、一部、写真の問題がありましたけれども、それも何を言わんとして、それが出てきたのかということは、理解はできているので、それは、最後までそこに結びつくものがなかったというだけで、非常に分かりやすくまとめられていたと思います。

5番

同様です。

6番

特段ないです。

林弁護士

私からも2点あります。まず1点目ですけれども、矢崎検察官の質問と重なる部分があるかも分からないですけど、弁護人に対しての印象で、質問の意図や内容が分かりにくいという意見がありますが、もしあればですが、どういうふうに質問をすれば、もっと分かりやすかったというような改善策というのですかね、そういうものがあれば、何か裁判員裁判を経験される中で、気付いた点などがありましたら、御意見を伺えればと思います。

1番

分かりにくかった質問があったときには、証人のわざとやっているのではないのかというか、おとり捜査をしていないのかということと言いたかったようだったのですが、先にそれを明確にして、まあ作戦なのかもしれないですが、そのことをはっきりおっしゃらなかったのですよね。なので、そういうことを私は明らかにしたいということをおっしゃっていただけたら、もしかして分かりやすかったのかなと思います。

2番

ちょっと難しくてよく分からないのですけれども、もう少し具体的に分かりやすい形で、質問とか、話していただけたら、もっと分かったかなという感じがしました。

3 番

よく分からないです，ごめんなさい。

4 番

話されてることだとか，質問していることだとかというのは，分からないわけではないので，私が携わらせていただいた裁判に関しては，弁護人の方が話を持っていくのが非常に厳しい内容だったなど，僕は思っはいるのですね。反論するところというのが非常に厳しいところだったりするなど，感じてはいましたから。ただ，さっきの入口論ですけれども，いわゆる型通りの書面が出てくるのが，弁護人の方も裁判員が見やすい形式になっていると，印象というのがすごい違うようになるとは思いますね。それ自体が，言っていることを，弁護側がどうだということに結びつくかどうかというのは，また別の話でなければいけないですけれども，その辺が，明らかに入口で，プレゼンスタイルが違うというところが，後はもう話を聞いているだけじゃないですか。例えば，検察側が話をして，証拠だとか，こういう状況でこうなんだというような話をしているときも，裁判員の人たちはその話を聞きながら，メモも当然取りながら，ただ，こういう資料も見たりしながら，前段として当然，それに目を通して，その場に行くわけですから，それが僕も自分で出すときは，多分こういうスタイルのものを出したりしますけれども，この差ってすごく大きくて，そこは印象なのだと思うのですよね。ただ，それで左右されているわけではないですけれども，絶対に人の持つ印象なので，そういうものが変わっていくというのはありますね。ですから，分かりやすいかどうかということ自体が，弁護人がどういう話をされているのかということと直接結びついていることだと思うので，別に商売しているプレゼンではないわけですから，必ずしも，色が入っていて，目を引きやすいというものが良いかということではないにせよ，やっぱり，その辺の裁判員の人々がそれを理解できるかということは，すごく大きなことだとは思いますが。その両方のことをきちんと理解した上で，判断をしていくということは一番大切な場なわけなので，それを考えると，必要なのかなという気はします。

5 番

今回，弁護人の方が2人就かれたのですけれども，この2人の間で，どういうコミュニケーションと準備で臨まれたのかは，私たちは分からないのですけれども，主任弁護人の方が基本的には質問をされたり，弁論をされていく中で，その後，もう1人の方が出てこられるのですけれども，同じ内容が出てきたりですとか，順番が前後するといえますか，その話をするのだったら，さっきのテーマのときにそれを触れてくれたら良かったのになと思いました。証人尋問全体の流れで，AさんとBさんが行き来することもありましたけれども，弁護人の方からAさんとBさんが行き来することはなかったですけど，もう少し2人でまとまって組んでいただけたら，聞いてメモを取りながら，同時に考えている私たちも，もう少し心の余裕が生まれたかなと，弁護人の方の言いたいこと，もっていきたい方向に集中できたかなというふうに感じています。

6 番

私たちのところも2人いらしたのですけれども，何回か多分被告人と会っていると思うのですけれども，何かこう，被告人との疎通が見当たらないのと，あと，必ず，不安，歪みという言葉が出てくるのですけれども，弁論の方にも書いているのですけれども，

不安や歪みがあるから精神的に追い込まれてやったのだよとおっしゃりたいと思うのですけれども、それが私たちまで伝わってこないのですよね。ですから、もうちょっと言葉を変えると、もっと、お母さんはこうやってこうなただけけれども、ああなのだけどもと言っていただければ、あれなのですけれども、不安、歪み、そういうことしか言わないものですから、何を言いたいのかなというのが、二、三か所あったものですから、分かりづらいということで、言わせていただきました。

弁護士

ありがとうございました。2点目は、今の部分と重なるというか、お答えいただいたのかも分かりませんが、今回の対象となっている事件をざっと見ると、否認事件が2つありました。最後の殺人の事件は殺したこと自体は認めているわけで、自白事件です。そうすると、一般的に言えば、否認事件よりも自白事件の方が、弁護人としてはやりやすいですし、裁判員の方にとっても、分かりやすい説明ができるはずだと思うのですが、最後の殺人の事件に関しては、弁護人の評価が分かりにくいということで、否認事件で、先ほど4番の方もおっしゃいましたけれども、弁護人としては主張が厳しいから、不合理なこともあえて言わざるを得ないという意味で分かりづらいという御意見をいただくということはあるかと思うのですけれども、自白事件で分かりづらいという理由が何かあったら、お伺いしようかなと思いました。その理由の1つとしては、今言ったように、不安とか歪みという言葉だけで、それ以上の説明が足りなかったということになるのでしょうか。

6番

そうですね、弁護人は、精神的に追い込まれて、心身ともに本当に低下しているからというのをおっしゃりたいと思うのですけれども、こっちまでは伝わってこなかったです。いろいろと病状を言っていたのですけれども、それに対して、こうやって病院にかかってまして、こういう状態になって、こうなのですよ、ねえお母さんというなら分かるのですが、その辺の説明が一切なくて、不安で、こういう病気があって、不安で、歪みというか、だから、どこをつかまえて言っているのかなというのが本当に分からなかったのです。ですから、多分皆さん、その部分を、ポイントでポンと言っていたら、このお母さんは今こういう精神状態で、こういうふうになったのだから、ちょっとそこを考えてくださいと言っていたら、私たちも分かったと思うのですけれども、その辺が伝わってこなかったです。

薄井判事

ちょっと話が変わりまして、最初の方で、4番さんと5番さんの方で若干話があったかなと思うのですけれども、4番さんと5番さんが担当された事件では、非常に多くの証人が聞かれています、逆に言えば、供述調書という形で、実際に前には出てこないけれども、その人の話を書面で聞くということは、あまりなかったのかなというふうに思います。実際に、目の前で語ってもらうのと、書面で人がしゃべったものを検察官なりがまとめた調書を読み聞かせというか、内容を耳で聞いてということについて、どちらの方が良いとかですね、直接聞いてみたかったとか、そういったことが何かあれば、教えていただければなと思います。1番さんの場合には、おそらく直接法廷には出てこなかったけれども、証人尋問のやり取りを検察官がやったというようなこともあったかと思

うので、そういったことで、感想を聞かせていただければなと思います。

1 番

証人の方が来られないで、朗読したのもあったのですが、やはり圧倒的に、読み聞かせとといいますか、役割を振って読んでいただいた方が分かりやすかったです。

薄井判事

直接目の前に来て尋問をしたのと、役割を振ってというのと、どっちが良いとかありましたか。

1 番

正直言って、役割を振った方が良かったです。その方に質問はできないので、そこはちょっとあったのですが。

薄井判事

2 番さんの事件は性犯罪だったので、被害者の方は実際には来ていただかないで、供述調書を検察官が読むという形でやったと思うのですが、事案の性質上、ちょっと難しいというのもあるかもしれませんが、被害者の方に直接聞いてみると、もっと分かったのではないかと、そういった印象とか、もしあれば、お聞かせ願いたいなと思います。

2 番

私の事件の性質上の形というか、その方が分かりやすかったと思いますね。実際に本人に伺うというのは難しかったかなと思います。

薄井判事

3 番さんも性犯罪の事件なので、多分同じかなと思いますので。4 番さん、5 番さんは、先ほどおっしゃっていただいたかと思います。6 番さん、何かおありでしたら、お願いします。

6 番

3 人の証人の方がいらして、施設関係の方と妹さんなのですが、直接聞いて、亡くなられた方に対する愛情と被告人に対する愛情も十分感じられましたので、別に何もなかったです。

<これから裁判員及び補充裁判員となられる方へのメッセージ>

司会者

ありがとうございます。大分時間も経って参りましたので、最後に、皆さんの後に続く人たちへのメッセージをお伺いしたいと思います。これからも数多くの人たちが裁判員裁判に参加することになるわけですが、おそらく皆さんがそうであったように、選ばれる前は事情がよく分からずに、不安がいっぱいなのだと思います。そこで、実際に経験された皆さんから後に続く人たちへのアドバイスなどメッセージを頂戴できればと思います。一言ずつでも結構ですのでお願いしたいと思います。また1 番の方からお願いします。

1 番

私自身は経験して、とっても良かったと思っています。物の見方といいますか、裁判所に対する見方、皆さん、こんなお仕事をされているのだとか、そういうこともすごく理解できましたし、最初に言ったことと重なるのですが、裁判に対する興味がとても湧

いたので、これからの方には、お時間の都合やお仕事の都合がつく方は、一生に一度くらいのことですから、是非経験していただいたら良いなと思ってます。

2番

私も、とても貴重な経験をさせていただいたと思っています。最初、案内が来たときには、どうしようかなと、いろいろ悩みもあったのですが、実際に経験させていただいて、裁判員裁判をするまでは、私の中では、ニュースや新聞などでいろいろな事件の話とかを聞くときに、犯人捕まったのか、良かったねと、そこである程度その事件は終わっていたのですが、当然、その後がある。当たり前のことなのですが、そこまではあまり関心を持っていなかったのだなということがありました。実際の審理の中で、裁判長の方から、皆さんはこれから犯人が社会に帰っていくときの一般の方の目なのですよといったお話がありまして、そこで、ああそうなのだなという、そういう方の角度からもいろいろ考えていかなければいけないということが分かりましたので、是非機会があれば経験していただいてほしいなと思いました。

3番

こういうチャンスは滅多にないと思いますので、断らずに是非やったら良いと思います。

4番

私も同じ意見です。裁判所自体は、裁判員の方たちの精神的なケアも含めて、いろいろとやっていただいているというのは、非常に、そういう辺りを本当に、こちらは感激したという言葉が正しいと思うのですが、そういうことも含めて、対応させていただいているので、経験する方がいらっしゃれば、積極的に参加された方が良いかなというようには思っています。

5番

是非やっていただきたいなというように思います。メッセージとしては、事前に感じる疑問とか不安というのは、全部解消してくださる方々がたくさんいらっしゃるの、何にも臆することなく参加していただけるのではないかなというように思っています。

6番

是非参加してくださいというように伝えたいと思います。もう、1回は伝えましたけれども、不安も何よりも、まず、社会が開ける、自分が大きくなるチャンス、若い子にはたくさん言いたいと思います。自分が大きくなるチャンス、こういう境遇の方もいる、今の若い子というのはここしか見えませんから、もっと広く、人の痛みの分かる、この裁判員裁判をやると、本当に人の痛みというのですか、なぜこういうようになったかという、社会環境から何から、いろいろな部分で分かりますので、こういう経験は、本当に皆さんにたくさんしていただきたいし、やると、マイナスでなくて、プラスがたくさんいただけますので、是非参加してくださいというように伝えたいと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、最後に、本日御出席の検察官、弁護士、裁判官から、感想などを一言ずついただきたいと思います。

矢崎検事

皆さんからのいろいろ忌憚のない御意見を伺えて、すごく参考になりました。私たち

が普段、公判に立っているときには、そこまで分からないことなどについて、皆さんがどう感じていらっしゃるのかということを知ることができたので、今後の公判などにも反映させていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

林弁護士

先ほどの、入口の部分ですね、資料の見やすさの重要性というものは、今回この意見交換会に参加して、改めて大切だなと思うようになりました。最近、弁護士会の方でも、裁判員裁判について、いろいろと研修などを行ってですね、プレゼンという部分を意識するようになってきておりますので、皆様が、もし今後もう一度参加されたときには、もっと見やすい資料を出せるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

薄井判事

本当に今日は貴重な御意見をいろいろとありがとうございました。今回、話が出たことを踏まえてですね、また、分かりやすい裁判ができるように頑張っていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

司会者

本日は長時間にわたり、いろいろな御意見をお聞かせくださり、ありがとうございました。裁判員裁判に携わる我々法曹関係者は、今日、伺いました皆様の御意見を踏まえまして、裁判員裁判をより良いものにしていきたいと考えております。これで意見交換会を終了いたします。どうもありがとうございました。

以 上